

邑楽町告示第275号

令和3年第4回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年12月1日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和3年12月6日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（なし）

令和3年第4回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和3年12月6日（月曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第45号 邑楽館林医療事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 4 議案第46号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について
- 第 5 議案第47号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第48号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第49号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 8 議案第50号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第51号 邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第52号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第53号 工事請負契約締結事項の変更について  
(令和3年度生活拠点施設整備事業道路改良工事)
- 第12 議案第54号 令和3年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第55号 令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第56号 令和3年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第57号 令和3年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
松崎嘉雄	住民課長
山口哲也	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
齊藤順一	都市建設課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

---

◎開会及び開議の宣告

○松村 潤議長 ただいまから令和3年第4回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時04分 開議]

---

◎諸般の報告

○松村 潤議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

さきの定例会において議決いただきましたコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書につきましては、衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣ほか関係大臣宛てに提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○松村 潤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において黒田重利議員、瀬山登議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○松村 潤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から10日までの5日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10日までの5日間と決定しました。

---

◎日程第3 議案第45号 邑楽館林医療事務組合の規約変更に関する協議について

○松村 潤議長 日程第3、議案第45号 邑楽館林医療事務組合の規約変更に関する協議についてを

議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第45号 呂楽館林医療事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年4月から、呂楽館林医療事務組合の病院事業に、地方公営企業法の全部を適用することに伴い、名称を「呂楽館林医療企業団」に変更し、併せて規約の所要の改正を行うため、組合格約の全部を改正する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第45号 呂楽館林医療事務組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第46号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議  
について

○松村 潤議長 日程第4、議案第46号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第46号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について、提案理

由の説明を申し上げます。

令和4年4月から、太田市外三町広域清掃組合が新たな広域斎場の設置及び管理運営に関する事務の実施主体となることから、組規約の一部改正を行う必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第46号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第47号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例

○松村 潤議長 日程第5、議案第47号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第47号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の書面に係る電磁的記録及び電磁的方



法による対応も可能とするなど、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第47号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第48号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第6、議案第48号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第48号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、子供に係る国民健康保険税の軽減措置の導入であり、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割額について、その5割を軽減するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第48号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第49号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第7、議案第49号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第49号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、福祉医療費支給事業について、障害者福祉のさらなる向上を図るため、支給の範囲を拡充すること等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第49号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第50号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第8、議案第50号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第50号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の内容は、出産育児一時金の支給額を4,000円引き上げ、40万8,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第50号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第51号 呂楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する  
条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第9、議案第51号 呂楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第51号 呂楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、土砂等による埋立て事業等の指導や対応力を強化するため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、許可を受けずに事業を行った者への監督処分を可能とすること及び許可の取り消しを受けた者等に対する新規の許可に制限を設けることなどであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 所管でありますので、町長のほうに答弁をお願いしたいと思いますが、今、提案理由の中にもありましたが、町の対応力を強化するためということではありますが、そもそもこの規制を強めるその必要がどうして生じてしまったのか、まずその点について確認をさせていただきたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

○金子正一町長 まず、対応力強化ということについては、許可申請の時点で、あるいは他の法令等に違反しているもの等に対しての情報が落ちていたと、落ちていたというよりも欠けていたという部分がありますので、そういった部分を包括した中での8条といいますか、許可基準の強化と言えは強化ということになりますけれども、充実をさせたということでもあります。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 それは分かっているのです。私が伺ったのは、どうして規制を強める必要が生じたその原因があったわけですよ、理由が。その原因は何だったのかというそういうふうには私はお伺いをしたつもりなのですけれども。

○松村 潤議長 金子町長。

○金子正一町長 改めてその強化をするということが生じたということについては、今までの町の土

砂等の条例について十分中身を研さんしたところ、やはりそういったことの補充をすることによって、なおその対応が可能になるということから、その条文を見直したといえますか、審査した中でそういった状況が発生したということでもあります。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 2度伺って3回目になるので、もう同じこと聞きませんけれども、結局は、この従来の土砂条例が違反行為によって対応力が弱いということなのでしょう。そういった違反行為の事例があったということがそもそもの理由なのかなというふうに私は思うのですけれども、これからこの条例改正した後の話になりますが、今後、もちろんずっと議会のほうでも叫ばれております環境基本条例、この制定も最低でも今年度末までにやはり併せてやっていく必要もあるでしょうし、それに関係する条例の改正等も必要になってくるのかなと私は思うのですけれども、町側として、その環境基本条例との整合性や、また関係性を見た中、また今までのこの土砂条例に関してどういった違反行為があって、どういった対応してきて、問題点はどこだったのか、様々な角度からやはり検証して、しっかりとした条例整備が必要かと思われまますけれども、今後の進め方について町長はどんなお考えなのでしょう。

○松村 潤議長 金子町長。

○金子正一町長 この土砂等に関する条例改正は、ご案内のように平成15年につくられた条例でもあります。この地域に関われば、やはりいち早く取り組んだ条例ということでもあります。したがって、その内容について十分吟味をされて施行されたわけでもありますが、その経過をしていく中で、やはりいろんな問題点が発生したということが現実的に必要だということになっております。

したがって、先ほど環境基本条例のお話もありましたけれども、当然他の法律、条例等の整合性を図った中で、きちっとした、この環境基本条例というのは理念的なものが中心でもありますが、そういった基本的なことをきちっと整理した中でこれからつくり上げていくということで考えておりますので、これはいろいろな事例に照らし合わせ、そして町の環境問題をどう対応していくかということに当然つながっていくことでもありますので、十分対応を考えていきたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 前々からこの環境基本条例は、隣町の大泉町がもう先進地として制定をしているということでもあります。それぞれ置かれた状況というのは自治体によって違いはあるものの、やはり全国的にこの環境問題に関しては着目されている状況かなと思います。

記憶に新しいところだと、今年7月に起きました熱海市の土砂災害、多数の死者、行方不明者を出しましたが、これを受けて、先日、4知事、全て私もちょうと把握しておりませんが、大阪府、茨城県、千葉県、静岡県だったと思うのですけれども、その4知事が国に対してこの罰則つきの法規制を求めたということで、知事レベルでもそういった動きが出てきているということでもあります。

もちろん国のほうの動向も注視しながら、しっかり町はそれに対して対応していくような形で条例整備を行っていただきたいというふうに要望して終わります。

○松村 潤議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第51号 邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第52号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第10、議案第52号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第52号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、新中野地区の下水処理について、新中野下水処理場から公共下水道へ編入することに伴い、新料金を設定するため本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第52号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第53号 工事請負契約締結事項の変更について（令和3年度生活拠点施設整備事業道路改良工事）

○松村 潤議長 日程第11、議案第53号 工事請負契約締結事項の変更について（令和3年度生活拠点施設整備事業道路改良工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第53号 工事請負契約（令和3年度生活拠点施設整備事業道路改良工事）締結事項の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

去る令和3年9月7日に議決をいただきました令和3年度生活拠点施設整備事業道路改良工事の請負契約締結事項につきまして、既存の町道の一部に置換工が施されている部分があったため、路床安定処理工から置換工に変更することなどに伴い、当初契約金額1億2,518万円を1億2,111万円に変更する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第53号 工事請負契約締結事項の変更について（令和3年度生活拠点施設整備事業

道路改良工事) を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第54号 令和3年度邑楽町一般会計補正予算(第3号)

○松村 潤議長 日程第12、議案第54号 令和3年度邑楽町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第54号 令和3年度邑楽町一般会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,857万3,000円を追加し、予算の総額を104億5,682万4,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、町税2億4,750万円、国庫支出金2億5,030万5,000円、県支出金1,729万9,000円、寄附金500万円、諸収入592万6,000円及び町債150万円等の増額であります。

歳出の主なものは、総務費1億4,751万9,000円、民生費2億5,633万5,000円、農林水産業費1,706万2,000円、商工費139万9,000円、土木費2,738万8,000円、教育費6,947万8,000円及び諸支出金2,719万円の増額と、衛生費1,715万5,000円等の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 紙ベースですと40ページ、タブレットですと59分の45になりますが、説明欄の下から2番目の丸印、学校環境改善事業の中の中学校体育館エアコン設置工事8,300万円とありますが、これは概略でいいのですけれども、その工事の概要、両方の中学校に設置するものなのか、台数が何台なのか、そういったものも含めてですが、その点についてちょっと概要を説明願いたいと思います。

○松村 潤議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 お答えをいたします。

中学校体育館エアコン設置工事でございますが、邑楽中学校と邑楽南中学校の体育館にエアコンを設置するものでございます。邑楽中学校につきましては、アリーナですとか柔剣道場、卓球場等



合わせてエアコンを12台設置する予定でございます。呂楽南中学校につきましては、アリーナ、柔剣道場合わせて10台を設置する予定でございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 大体概要は分かりました。なぜお伺いしたかといいますと、過去に武道館、それから町民体育館のエアコン設置工事に関して、幾つか私のほうからも質問させていただいた経過がありましたけれども、そのときは1者見積りということで、1者からのみ見積りを取って、それがほとんど予定価格と同じというような状況があったかなと思いますが、その後、今回の工事に関しては、そういったことではなくて、やはり少しでも改善が図られたと思うのですけれども、今後のこの予算通ってからということになるかもしれません。見積りは既に取ってあるのかもしれませんが、その辺は分かりませんが、その辺の進め方について、今私が申し上げた内容、その点についてお伺いをしたいと思います。

ですから、1者見積りだったのか、それとも複数のところから見積りを取ってこの数字が出たのか、この数字に対するその積算根拠、それについてお伺いをしたいと思います。

○松村 潤議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 このエアコン設置工事の設計についてどのようにということよろしいでしょうか。この設計につきましては……

〔「積算根拠」と呼ぶ者あり〕

○中繁正浩学校教育課長 設置工事の額をどのように設計したかということよろしいわけですね。今回のエアコン設置工事につきましては、試行的に職員が設計をしております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 設計はとっくに終わっているのではないですか。設計ではなくて、ここへ出ている補正予算は、あくまでも設置工事となっているので、設計ではなくてその設置工事に8,300万円ということですよ。その8,300万円という金額を積算したその根拠を私はお伺いをしました。設計は、今課長がおっしゃったように職員が何か試行的に初めてやったというお話なのですけれども、私その点についてお伺いをした覚えはありません。

中学校体育館エアコン設置工事となっているので、設置工事費ですよ。その点についてその8,300万円という数字はどういった積算根拠に基づいて出されたのかと、そうお伺いをいたしました。

○松村 潤議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 失礼いたしました。今回の工事費の積算ということで、見積りにつきましては3者から見積りを徴して、その額を基に積算をしております。

以上です。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 3回終わりましたので、まとめます。

3者から取ったということで複数だということで、それはよかったのかなと思うのですが、問題はその3者が出された金額の平均を取ったのか、一番高いを取ったのか、一番安いを取ったのか、そこまでの説明なかったので分かりませんが、いずれにいたしましても、前回の体育館とそれから武道館の関係もございましたので、その辺しっかりと前回の教訓を経て、幾つか、複数から取ったということは、これは評価したいと思います、しっかり間違いのない工事が進むことを望んでおります。

以上です。

○松村 潤議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第54号 令和3年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第55号 令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号)

○松村 潤議長 日程第13、議案第55号 令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第55号 令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万8,000円を追加し、予算の総

額を31億2,458万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、財産収入、繰入金及び諸収入の増額であり、歳出については、総務費、基金積立金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第55号 令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第56号 令和3年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○松村 潤議長 日程第14、議案第56号 令和3年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第56号 令和3年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282万2,000円を追加し、予算の総額を3億3,807万2,000円といたしたい次第であります。

歳入については、後期高齢者医療保険料及び諸収入の増額と、繰入金の減額であり、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第56号 令和3年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第57号 令和3年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○松村 潤議長 日程第15、議案第57号 令和3年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第57号 令和3年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492万7,000円を追加し、予算の総額を22億5,819万8,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入、繰入金及び諸収入の増額であり、歳出については、総務費、保険給付費、積立金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第57号 令和3年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○松村 潤議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日7日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

〔午前10時49分 散会〕